

Journal of

JUNE 2010

6

Vol.12 No.125

FINANCIAL PLANNING®

<http://www.jafp.or.jp/>

●特集

平成22年度 税制改正のポイント

●新連載

“グリーン・リテラシー”を 高めよう

●えふびーPROTOCOL 新シリーズ

FPのための タイムマネジメント

●米国版記事

Summary

～行動ファイナンスで読み解く～
顧客との関係改善①



ひとりひとりの夢をかたちに

日本FP協会



FPがおさえておきたい 平成22年度 税制改正の ポイント

政権交代後初となった平成22年度税制改正。「控除から手当へ」を促進するため扶養控除が見直されるなど、これまでとは違った視点も盛り込まれています。FPも顧客へのアドバイスに際し、税制の最新情報を理解しておくことが必要です。今月号ではFPが知っておきたい内容をピックアップして掲載いたします。日々の業務にお役立てください。

※本文中の資料・図表は、省庁などの公表資料を基に作成しています



解説

落合 孝裕氏

CFP® 認定者・税理士

(おちあい・たかひろ) 落合会計事務所所長 (<http://www.ochiaikaikei.com/>)

1961年東京都生まれ。83年横浜市立大学卒業。大手食品メーカーを退職後、91年税理士登録。96年独立し、落合会計事務所を開設。資産家向けの資産税、中小企業向けの会計・税務を専門とする。また中小企業大学校、東京商工会議所等で研修・セミナー講師としても活躍中。

平成22年度 税制改正のポイント

扶養控除関連

扶養控除の見直し

Point [ポイント]

- 平成23年の所得税から
- 16歳未満の扶養控除が廃止に
- 特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満に係る上乗せ分が廃止に

■適用開始

- ・所得税の改正は平成23年分から
- ・住民税の改正は平成24年度分から

■扶養控除とは(改正前)

扶養控除は、同一生計で扶養している子どもや親などの親族がいる場合、所得から控除できるもの。扶養している親族には収入があってもよいが、合

計所得が38万円以下であることが条件となっている。

「扶養になるように年収103万円以下におさえる」という働き方があるが、これは給与収入から最低65万円の給与所得控除を差し引くことができ、年収103万円以下なら65万円を差し引いて合計所得が38万円以下となるため。

■ 扶養控除額 (改正前)

原則として扶養親族1人当たり38万円。年齢16歳以上23歳未満は「特定扶養親族」といい、25万円上乘せされて63万円になっている。

また、年齢70歳以上は「老人扶養親族」で、10万円上乘せされて48万円、同居の場合はさらに10万円上乘せされて58万円になっている。

■ 改正点

扶養控除のうち年少部分(16歳未満)が廃止され、さらに、特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満について、25万円の上乗せ部分のみが廃止される。19歳以上の扶養親族に係る扶養控除については、今回の改正では控除額は減額されない。また、住民税の所得控除も同様に減額される(図表2)。

ちなみに配偶者控除(控除額38万円)は、今回の改正では廃止されず存続されることとなった。

所得税の改正は、平成23年分から、住民税の改正は平成24年度分からとなる。

関連情報

子ども手当、高校の実質無償化

Point [ポイント]

民主党マニフェストの目玉、「子ども手当」が、いよいよ平成22年4月分より支給開始となる(初年度は半額支給)。

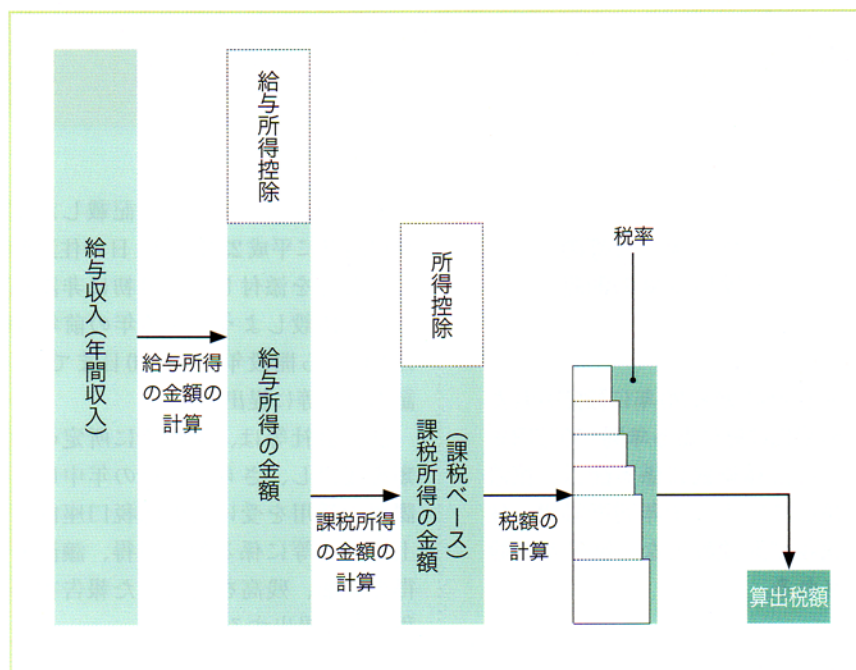
■ 開始時期

- ・ 子ども手当の支給
→平成22年4月分から(初年度半額)
- ・ 高校の実質無償化
→平成22年4月分から
(年収による増額あり)

■ 子ども手当

子ども手当は、中学生までの子ども1人当たり毎月26,000円、年間で312,000

図表1 ■ 所得税額計算の仕組み(給与所得者の場合)



円が支給される。結局、所得制限は「なし」となった。

支給開始は6月の予定で、平成22年4月分より支給が始まり、平成22年4月から平成23年3月の1年間は、毎月13,000円と半額になる。

■ 高校の実質無償化

高等学校の実質無償化として、公立高校は授業料が無償に、私立高校は1人当たり年間118,800円の「就学支援金」が支給される。

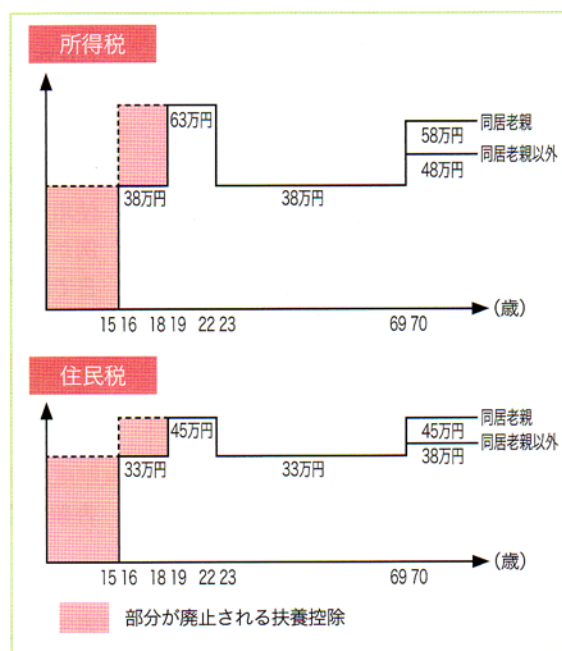
年収が少ない家計には、支給額が多くなる。

- 年収250万円未満世帯は年間で237,600円
- 年収250万円以上350万円未満世帯は、年間で178,200円

■ 税法上の取扱い

子ども手当、高校の実質無償化による支給について、所得税及び住民税は非課税となる。また国税及び地

図表2 ■ 改正後の扶養控除



方税の滞納処分による差し押さえは禁止される。

■ 家計への影響

扶養控除の見直しにより一部の家計は増税になるが、一方で、子ども手当、高校の実質無償化により、トータルでは家計の手取額は増加する。

金融・証券関連

少額上場株式等の 非課税措置の創設

Point [ポイント]

平成24年から26年に設定された非課税口座にある年間100万円までの上場株式に係る配当、譲渡益について、10年間所得税、住民税が非課税となる制度が創設される。

■適用時期

平成24～26年に設定された非課税口座

■創設の背景

平成24年、上場株式の配当所得及び譲渡所得等について、現状の10%課税(所得税7%、住民税3%)が、20%課税(所得税15%、住民税5%)の本則に戻る。これにより、株式市場が冷え込むことが予想され、この制度が創設されることになった。

平成21年度税制改正にて方向性が示されていたものを一部修正し制度化される。

■制度の概要

平成24年から平成26年において、20歳以上(1月1日現在)の個人が取得する、年間100万円以下の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、最長10年にわたり、所得税・住民税が非課税になる(図表3)。なおこの制度の課税について譲渡損失は発生しないものとみなされる。

・「非課税口座」とは

この制度を適用するためには、証券会社などに「非課税口座」を開設する必要がある。非課税口座は1年に1口座しか開設できない。

本人の氏名、住所等を記載した交付申請書に平成23年1月1日の住民票の写し等を添付して、最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設年の9月30日までに、証券会社等に提出する。

証券会社等は、税務署に所定の書類を提出し、さらに、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内の上場株式等に係る配当所得、譲渡所得の金額、残高を記載した報告書を税務署に提出する。

上場株式等の 「みなし取得費の特例」の廃止

Point [ポイント]

上場株式を売却した場合の計算で使用する「みなし取得費」の特例が予定どおり平成22年12月31日で終了になる。

■適用期限

平成22年12月31日まで

■制度の概要

書類をなくしてしまったなど株式

の取得費がわからないことがあるが、それを助けてくれる制度が「みなし取得費」の特例だ。

・「みなし取得費」とは

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等を、平成15年1月1日から平成22年12月31日までに売却した場合、その取得費については、実際の取得費にかえて「平成13年10月1日の終値の80%」を取得費とみなして計算することもできる。この取得費のことを「みなし取得費」という。

この特例は、平成15年1月から上場株式等の譲渡益について源泉分離課税が廃止され、申告分離課税方式が取り入れられた際、設けられた。

■特例の廃止

課税方式変更時の一時的な措置でもあったため、当初の予定どおり、平成22年12月31日をもって廃止される。

平成13年9月30日以前に取得した上場株式について、実際の取得費より「みなし取得費」のほうが大きい場合は、平成22年12月31日までに売却すれば、利益を圧縮(または損失を計上)することができる。

みなし取得費のデータは、国税庁などのホームページに公開されている。

図表3 ■ 上場株式等を取得した年ごとの非課税期間



図表4 ■ 生命保険料控除の改組

平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約)

一般生命保険料控除	遺族保障	所得税	5万円
	介護保障	住民税	3.5万円
	医療保障		
個人年金保険料控除	老後保障	所得税	5万円
		住民税	3.5万円
	計	所得税	10万円
		住民税	7万円

平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約)

一般生命保険料控除	遺族保障	所得税	4万円
		住民税	2.8万円
介護生命保険料控除	介護保障	所得税	4万円
	医療保障	住民税	2.8万円
個人年金保険料控除	老後保障	所得税	4万円
		住民税	2.8万円
	計	所得税	12万円
		住民税	8.4万円

生命保険料控除の改組

Point [ポイント]

平成24年より

- 介護医療保険料控除の創設
- 一般生命保険料、個人年金保険料の各控除枠は縮小
- 各保険料控除の合計適用限度額は所得税の場合で12万円になる

■ 適用開始

- 平成24年1月1日以後締結の契約
- ・ 所得税は平成24年分から
- ・ 住民税は平成25年度分から適用

■ 改正点

平成24年1月1日以後に加入する、介

護保険、医療保険について、上限4万円の介護医療保険料控除が創設される。

同日以後に加入する一般生命保険料控除、個人年金保険料控除いずれの保険料控除の上限も、所得税で現状の5万円から4万円と少なくなるが、合計では12万円と、現状の控除額と比べて20%多くなる(図表4)。

■ 平成23年12月末までに加入した保険の取扱い

平成23年12月31日までに加入した生命保険(旧契約)の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のいずれも所得控除の上限は、5万円のままで現状と変わらない。

新契約(平成24年以後に加入)と旧契約の両方で保険料控除を受ける場合は、新契約の計算、旧契約の計算

を行い、それぞれ上限4万円で合算して計算する(図表5)。

関連情報

確定拠出年金制度の拡充

Point [ポイント]

確定拠出年金制度(日本版401k)について、様々な税制上の優遇措置が定められる。

■ 適用開始

必要とされる法改正後

■ 改正点

確定拠出年金制度は、平成13年10月より導入されている。「企業型」と「個人型」に分かれ、現状、企業型には、従業員が拠出することができない。

必要となる法改正を前提として、次のように改正される。

- ・ 企業型確定拠出年金について、これから導入される従業員の個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の掛金の全額を所得控除の対象とする。
- ・ 個人拠出は、事業主の掛金を超えない範囲で可能とする。拠出限度額は、平成22年1月から51,000円(現行46,000円)に引き上げられる。
- ・ 中途引出し要件が緩和される。
- ・ 資格喪失年齢の引上げ後も、現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置が適用される。

図表5 ■ 保険料控除の計算

所得税

平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約)

年間の支払保険料	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超～50,000円以下	支払保険料等×1/2 + 12,500円
50,000円超～100,000円以下	支払保険料等×1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約)

年間の支払保険料	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超～40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 10,000円
40,000円超～80,000円以下	支払保険料等×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

住民税

平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約)

年間の支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超～40,000円以下	支払保険料等×1/2 + 7,500円
40,000円超～70,000円以下	支払保険料等×1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円

平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等(新契約)

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超～32,000円以下	支払保険料等×1/2 + 6,000円
32,000円超～56,000円以下	支払保険料等×1/4 + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

住宅・土地関連

特定居住用財産の 買換え特例の延長

Point [ポイント]

マイホーム（特定の居住用財産）を買い換えた場合、売却益を繰り延べることができる特例について、売却対価の上限金額が2億円となり、適用期限が平成23年12月31日まで2年間延長された。

■適用期間

平成23年12月31日まで延長

■制度の概要

この制度は、マイホームを売却し、かつ、売却した年の翌年末までに新しいマイホームを購入して売却益が出た場合に一定の要件のもとで、その売却益を繰り延べることができる制度。

売却益の繰延べとは、売却代金以上の金額で、新たなマイホームを購入した場合、所得税と住民税が発生せず、本来支払うべき税金を、そのマイホームを将来売却するときに精算すること。

特例の条件は以下のとおりであった。

- ・売却した年の1月1日で所有期間が10年超
- ・売却した年の前年から翌年までの間に、買換え物件を購入して居住していること（前年または翌年の場合は、一定の書類の提出が必要）
- ・居住用財産の特別控除（3,000万円）の特例、居住用財産の軽減税率の特例、住宅ローン控除などマイホームに関する特例の適用がないこと
- ・確定申告を行うこと

■改正内容と適用のポイント

今回の改正により、譲渡対価の要

件（2億円以下）が追加され、さらに適用期限が2年間延長された。

その後の再延長は未定のため、マイホームの売却で利益が出る場合は、「3,000万円特別控除」と比較したうえで、適用を考えるとよい。

居住用財産の売却損の 損益通算及び繰越控除の延長

Point [ポイント]

マイホームの売却に限って設けられていた、損益通算や繰越控除の特例が平成23年12月31日まで2年間延長された。

■適用期間

平成23年12月31日まで延長

■制度の概要

この特例は、一定の要件のもとで譲渡年の1月1日における所有期間が5年超である居住用財産を売却した場合、売却の際に生じた赤字の全部または一部について損益通算、かつ3年の繰越控除を適用できるもの。

個人がマイホームを売却して損失が生じた場合に、その売却損を他の所得と通算し、さらに引ききれない損失を3年間繰り越すことができる。

例えば、マイホームを売却して2,000万円の売却損があり、その年の所得が500万円なら、損益通算して所得はゼロになる。さらに、通算しきれない1,500万円を翌年以後3年間繰り越して、翌年以後の所得と通算することができる。

制度は2つあり、マイホームの買換えが必要な制度と、買換えは不要で「売却資産に借入金の残あり」が条件

の制度がある（図表6）。

固定資産税の軽減措置

新築住宅に係る 固定資産税の軽減措置の延長

Point [ポイント]

一定の要件を満たす住宅を新築した場合に適用される固定資産税の軽減措置が2年間延長された。

■適用期間

平成24年3月31日まで延長

■制度の概要

一定の要件を満たす住宅を建築した場合に、120㎡部分までの固定資産税が3年間（中高層耐火住宅等の場合は5年間）1/2となる措置が2年間延長された。

長期優良住宅に係る 固定資産税の軽減措置の延長

Point [ポイント]

長期優良住宅を建築した場合に適用される固定資産税の軽減措置が2年間延長された。

■適用期間

平成24年3月31日まで延長

■制度の概要

一定の要件を満たす長期優良住宅を建築した際、120㎡部分までの固定資産税が5年間（中高層耐火住宅等の場合は7年間）1/2となる措置が2年間延長された。

図表6 ■ 居住用財産の売却損の損益通算及び繰越控除の特例

適用要件		①マイホームの買換えが必要	②売却資産に借入金の残あり
売却(譲渡)資産	売却期間	平成16年1月1日～平成21年12月31日(→平成23年12月31日に延長)	
	所有期間	売却した年の1月1日において5年を超えるもの	
	住宅借入金等	要件なし	売買契約をする日の前日に一定の住宅借入金の残高があること
買換資産	取得期間	売却の前年～売却の翌年末まで	要件なし
	床面積制限	居住用部分が50m ² 以上	
	住宅借入金等	繰越控除を受けようとする年の12月31日において一定の住宅借入金等の残高があること(住宅ローン控除との併用可)	
譲渡損失の金額		譲渡所得の金額の計算上生じた損失金額※	住宅借入金等の残高－売却金額＝限度額
所得制限		繰越控除を受けようとする年分の合計所得金額が3,000万円以下	
繰越控除期間		売却した年の翌年以後3年間	

※500m²を超える土地の部分の損失を除く

省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置の延長

Point [ポイント]

一定の省エネ改修工事を行った場合に適用される固定資産税の軽減措置が3年間延長された。

■適用期間

平成25年3月31日まで延長

■制度の概要

一定の要件を満たす住宅に一定の省エネ改修工事を行った場合、120m²部分までの固定資産税を翌年1年間1/3減額する措置が3年間延長された。

バリアフリー改修工事を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置の延長

Point [ポイント]

一定のバリアフリー改修工事を行った場合に適用される固定資産税の軽減措置が3年間延長された。

■適用期間

平成25年3月31日まで延長

■制度の概要

一定の要件を満たす住宅に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、100m²部分までの固定資産税を翌年1年間1/3減額する措置が3年間延長された。

不動産取得税の特例措置

長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の特例措置の延長

Point [ポイント]

一定の要件を満たす長期優良住宅を新築した場合に適用される不動産取得税の軽減措置が2年間延長された。

■適用期間

平成24年3月31日まで延長

■制度の概要

一定の要件を満たす長期優良住宅を新築した場合、または新築後未使用の長期優良住宅を購入した場合、課税標準から1,300万円控除できる特例が2年間延長された。

相続・贈与関連

直系尊属から 住宅取得等の贈与を受けた場合の 贈与税の特例

Point [ポイント]

親、祖父母からの住宅取得資金の贈与については

平成22年中の贈与 1,500万円

平成23年中の贈与 1,000万円

が非課税となる。

■適用期間

平成22年1月1日から

平成23年12月31日までの贈与

■制度の概要 (改正前)

改正前の制度の非課税枠が広がる形となる。改正前では、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに、直系尊属(親、祖父母)から住宅取得資金の贈与を受けた場合、500万円までが非課税となり、基礎控除(110万円)と合

わせて、610万円までが非課税となる。住宅取得資金には、100万円以上の増改築も含む。

・贈与を受けた人の条件

①贈与年の1月1日で20歳以上であること

②翌年3月15日までに住宅を取得して12月31日までに居住することが見込まれること

③贈与を受けた翌年3月15日までに、戸籍謄本、住民票、登記簿謄本、契約書などを添付して、贈与税の申告を税務署に行うこと

・取得する家屋の条件

贈与された資金を充てて取得する家屋の条件は、次のとおり。

①登記簿上の床面積が50m²以上であること

②中古の場合

・耐火建築物は、築25年以内

・耐火建築物以外は、築20年以内

・一定の「耐震基準適合証明書」ま

たは「住宅性能評価書」の写しにより証明されたものは、築年数の制限なし

③床面積の2分の1以上が居住用であること

■改正点

非課税限度額が次のように引き上げられた。

・平成22年中の贈与

—— 1,500万円(1,610万円)

・平成23年中の贈与

—— 1,000万円(1,110万円)

(カッコ内は、基礎控除110万円を加えた合計額)

贈与を受ける者の受贈年の合計所得が、2,000万円以下(サラリーマンの場合は年収2,284万2,105円以下)という所得要件も、新たに定められた(図表7)。

住宅取得等資金に係る 相続時精算課税制度の特例

Point [ポイント]

相続時精算課税制度の「住宅等取得資金の特例」について、1,000万円の上乗せ分が廃止され、親の年齢制限は「なし」のままで、平成23年12月31日まで2年間延長された。

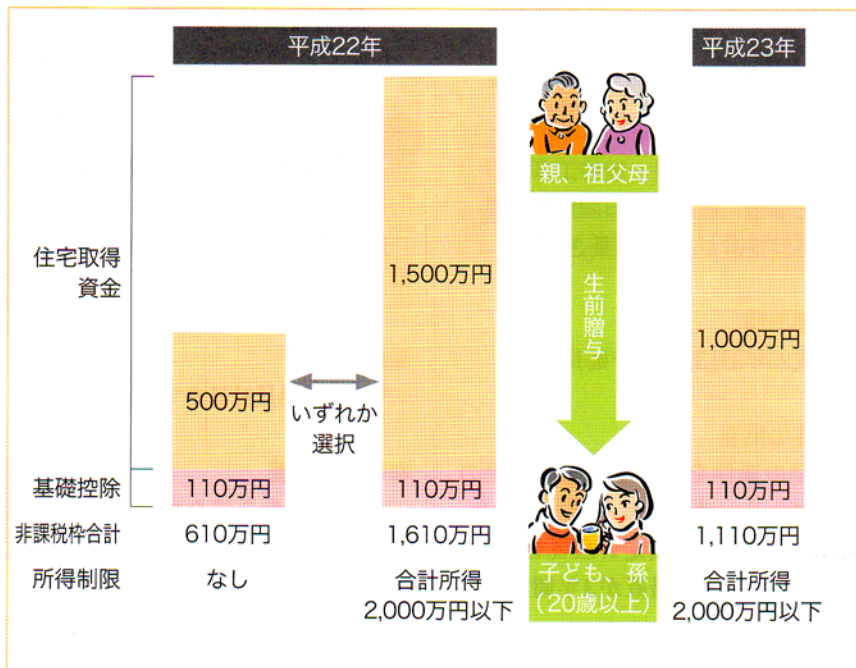
■適用期間

平成23年12月31日まで延長

■制度の概要

一定の要件で、親から子へ生前贈与を行った財産については、特別控除額の2,500万円までは贈与税が課税されずに、将来の相続時に贈与時の時価で持ち戻して相続税を計算する制度(図表8)。

図表7 ■住宅取得等資金の贈与税の特例



要件は以下のようになっている。

- ・ 65歳以上の親から20歳以上の子への贈与が対象
- ・ 特別控除額2,500万円までは、贈与税が課税されない
- ・ 超えた部分は、20%の税率で贈与税が課税
- ・ 申告書及び一定の書類の税務署への提出が必要
- ・ 将来の相続時に、贈与時の時価で持ち戻して相続税を計算
- ・ 一度適用すると、暦年贈与に戻ることは不可

■改正点

住宅取得資金については、平成21年12月31日までは、特別控除額1,000万円を上乗せして合計3,500万円となっており、親の年齢制限はなく、65歳未満でも適用ができた。

前述の「贈与税の非課税措置」が創設されたこともあり、この住宅取得資金の特例については、1,000万円の上乗せ分が廃止され、65歳以上の年齢制限はないままで、平成23年12月31日まで2年間延長されることになった。

小規模宅地等の評価減の特例の改正

Point [ポイント]

小規模宅地等の評価減の特例が改正され、平成22年4月1日以後の相続または遺贈から適用されることになった。

■適用期間

平成22年4月1日以後の相続または遺贈

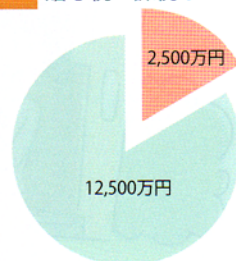
■制度の概要

相続税の計算において、被相続人が事業用や居住用として使用していた宅地の税額について、一定の減額がなされるのが「小規模宅地等の評価減」。相続税納税のために、これまで使用し

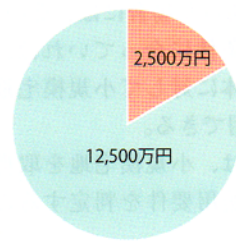
図表8 ■ 相続時精算課税制度の例

- ・ 相続税の対象となる財産は1億5,000万円
- ・ 相続人は妻、子2人
- ・ 子の1人に相続時精算課税制度を適用して現金2,500万円を生前贈与

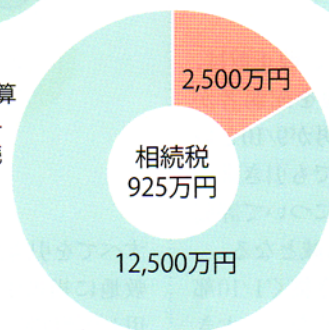
第1段階 生前贈与時は
贈与税の課税なし



第2段階 相続発生時に
贈与財産を持ち戻す

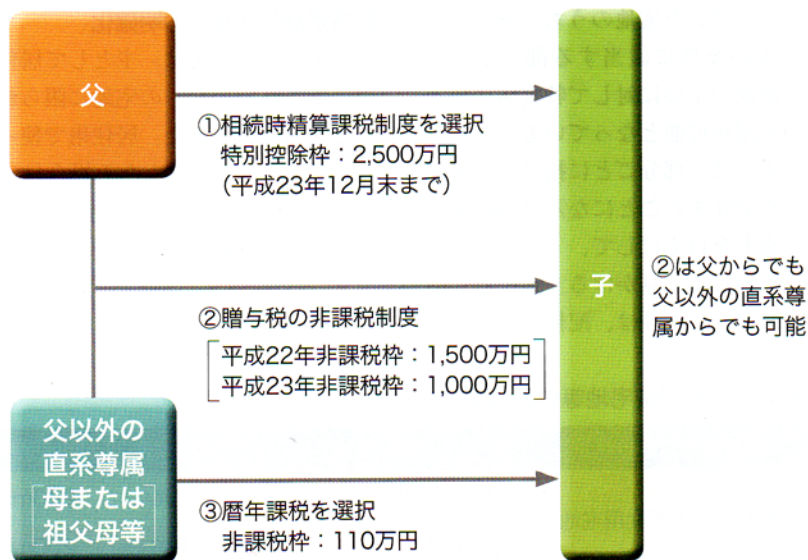


第3段階 相続税を計算
生前の贈与
財産も相続
税の対象



「配偶者の税額の軽減」などは考慮していません

図表9 ■ 「住宅取得等資金の贈与税非課税措置」と「相続時精算課税制度(住宅資金特例)」を組み合わせる場合



ていた宅地を継続して使用できなくなることがないように設けられている。

■改正点

平成22年4月1日以後の相続につい

て、以下の点の改正がされる。

■居住または事業の継続

改正前では、相続税の申告期限まで、居住または事業を継続しない宅地で

も、50%の評価減の適用が可能となっていた(図表10の■部分)。

改正後は、このような宅地について、適用対象から除外される。

■共同相続(共有)の取扱い

改正前では、一の宅地について共同相続があった場合には、そのうち1人が適用条件に合っていれば、その宅地の全体に対して小規模宅地の評価減が適用できる。

改正後は、小規模宅地を取得した人ごとに適用要件を判定することになる。

図表11の例で考えると、改正前は、相続により、自宅の敷地を配偶者が1/10、居住していない長男が9/10といった割合で配偶者が一部でも引き継いだ場合、その敷地の全体について評価減され、240㎡までが80%減となる。

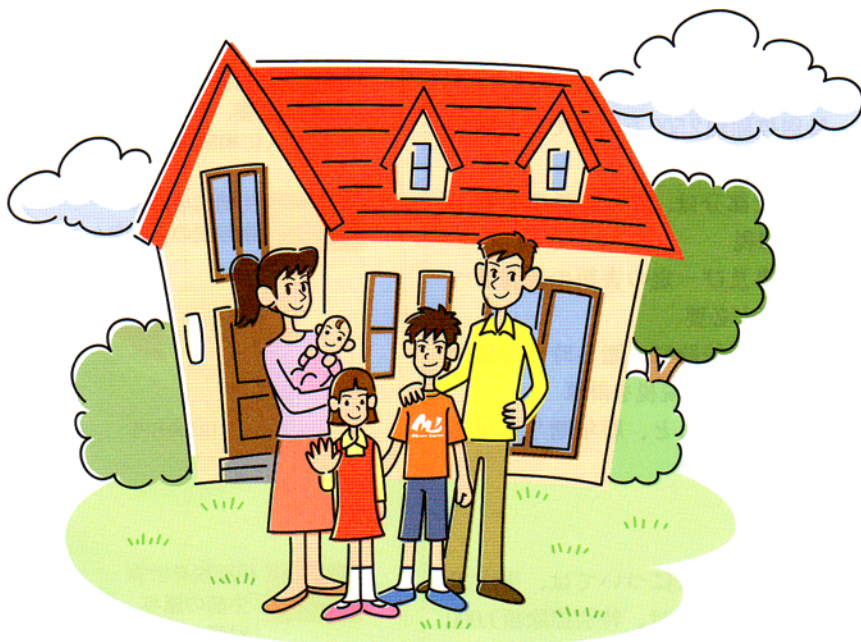
改正後は、配偶者が引き継ぐ1/10部分しか適用が受けられなくなる。大きな改正なので、今後は注意が必要だ。

■自宅兼賃貸建物の取扱い

改正前では、一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地のうちに特定居住用宅地の要件に該当する部分があれば、敷地の全体に対して特定居住用宅地の適用が可能となっている。

改正後は、部分ごとに按分して減額割合を計算することになる(図表13)。

一番上を自宅にして、下の階を賃貸にしているよく見かける土地の有効活用例だが、改正後は、配偶者が敷地の



すべてを引き継いだとしても、自宅の敷地に相当する部分しか、「特定居住用」の評価減の適用はできなくなる。

これも、今後土地の有効活用のアドバイスをするときに、忘れてはならない大きな改正点といえよう。

■特定居住用宅地の明確化

特定居住用宅地は、主として居住の用に供されていた一の宅地に限られることが明確化された。居住用で使っている住まいが2つ以上ある場合は、主として居住している物件のみが、小規模宅地の評価減の対象になる。

定期金に関する 権利の評価の改正

Point [ポイント]

定期金(年金)の評価について、改正後は、解約返戻金相当で評価することになる。

■適用開始

1の改正は、

図表14のとおり

2の改正は平成22年4月1日以後

■定期金に関する権利

生命保険契約や個人年金契約に基づき、相続等や贈与で定期金(年金)を受け取る権利のこと。相続時または贈与時の評価については、60年前の平均余命などを基に計算するため、実際の解約返戻金などと比べてはるかに低い評価額となっている(図表13)。

■改正点

1 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次のいずれが多い金額とする。

①解約返戻金相当額

②定期金に代えて一時金で受けるこ

図表10 ■「小規模宅地等の評価減」の一覧表

相続開始直前の状況		要件	減額割合	限度面積
被相続人の居住用宅地		特定居住用	80%	240㎡
		上記以外	50%	200㎡
被相続人の事業用宅地	一般の事業	特定事業用 ^{注1}	80%	400㎡
		上記以外	50%	200㎡
	不動産貸付	原則	50%	200㎡
		特定同族会社事業用 ^{注2}	80%	400㎡

注1：被相続人の事業用の宅地で一定のもの

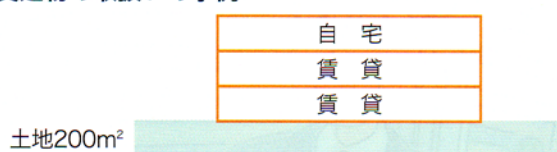
注2：被相続人とその親族が過半数を所有する会社に賃貸していた宅地で一定のもの

図表11 ■ 共同相続（共有）の取扱いの事例

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{自宅の敷地} \\ \hline 200\text{m}^2 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{路線価} \\ \hline 40\text{万円}/\text{m}^2 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{相続税評価額} \\ \hline 8,000\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

相続人引継ぎ割合		妻 1/10	長男（生計は別） 9/10	合 計	摘 要
相続税評価額		800万円	7,200万円	8,000万円	
小規模評価減後	改正前	160万円	1,440万円	1,600万円	全体が80%減に
	改正後	160万円	7,200万円	7,360万円	妻部分のみが80%減に

図表12 ■ 自宅兼賃貸建物の取扱いの事例



区 分		自宅敷地	賃貸敷地	合 計	摘 要
割 合		1/3	2/3		
相続税評価額		2,000万円	4,000万円	6,000万円	
小規模評価減後	改正前	400万円	800万円	1,200万円	全体が80%減に
	改正後	400万円	2,000万円	2,400万円	自宅敷地は80%減、賃貸敷地は50%減に

とができる場合には、その一時金
 相当額

③ 予定期率等を基に算出した金額

2 給付事由が発生していない定期金に
 関する権利の評価額は、原則として、
 解約返戻金相当額とする。

1 の改正は、平成22年4月1日から
 平成23年3月31日までの間に相続等ま
 たは贈与により取得する定期金に関
 する権利（その期間内に締結した契約
 に係るものに限る）及び平成23年4月
 1日以後の相続等または贈与により取
 得する定期金に関する権利に係る相
 続税または贈与税について適用する
 （図表15）。

2 の改正は、平成22年4月1日以後の
 相続等または贈与により取得する定期
 金に関する権利に係る相続税または贈
 与税について適用する。

図表13 ■ 定期金に関する権利の評価

有期定期金（確定年金）：残存期間に受けるべき給付金額×次の割合

残存期間	～5年	～10年	～15年	～25年	～35年	35年超
割 合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

終身定期金（終身年金）：1年間に受けるべき給付金額×次の倍数

権利取得時における年齢	～25歳	～40歳	～50歳	～60歳	～70歳	70歳超
倍 数	11倍	8倍	6倍	4倍	2倍	1倍

図表14 ■ 1の改正における適用区分

		相続等または贈与		
		～平成22年3月31日	平成22年4月1日 ～23年3月31日	平成23年4月1日～
契 約	～平成22年3月31日	改正前	改正前	改正後
	平成22年4月1日 ～23年3月31日	—	改正後	
	平成23年4月1日～	—	—	

中小企業関連

特殊支配同族会社の 損金不算入制度の廃止

Point [ポイント]

特殊支配同族会社の損金不算入制度が、平成22年4月1日以後に終了する期（事業年度）から廃止される。

■適用開始

平成22年4月1日以後に終了する期（事業年度）から廃止

■制度の概要

特殊支配同族会社がその業務主宰役員に対して支給する給与のうち、給与所得控除相当部分を損金不算入とする制度。

つまり一定の会社について、業務主宰役員（＝社長）の給与所得控除相当額が、法人税等（法人税、法人住民税、法人事業税）の課税対象となる。

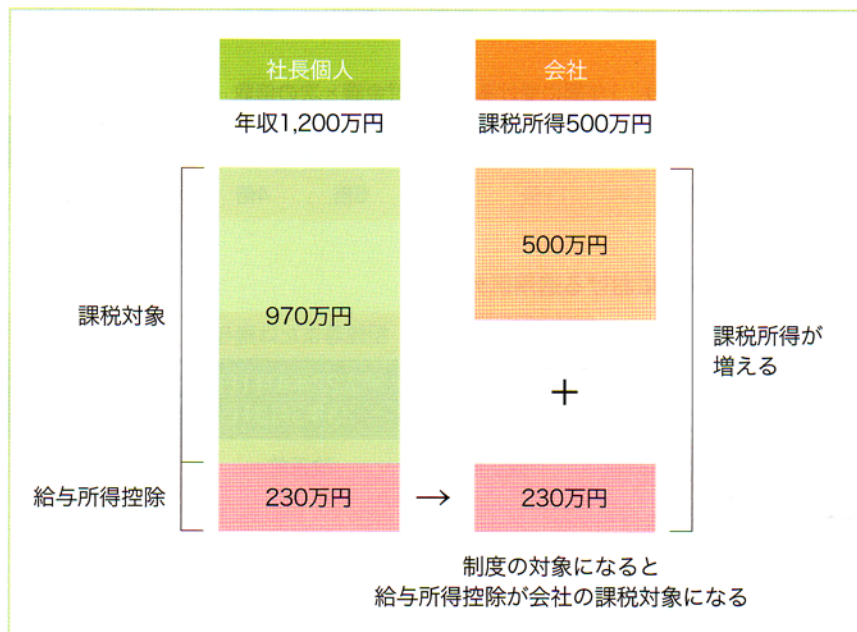


例えば、社長の給料が1,200万円の会社の場合、損金不算入額は230万円で、これに係る法人税等は230万円×

約40%＝約92万円となり、この分納税額が多くなる（図表15）。

この制度が平成22年4月1日以後に終了する期から廃止されることとなった。

図表15 ■ 損金不算入（課税対象）の計算方法



■今後の見直し

制度は廃止となったが、税制改正大綱では、社長の給与について法人で損金となり、さらに個人でも給与所得控除の対象になるという、「二重控除」の問題が指摘されている。

そのための抜本的措置が、平成23年度税制改正で講じられる予定だ。

交際費等の 損金不算入制度の延長

Point [ポイント]

交際費の損金不算入制度が、平成24年3月31日まで2年間延長される。

■適用期間

平成24年3月31日まで延長

■制度の概要

資本金1億円以下の中小法人が支出した交際費については、一部損金算入が認められている制度。

具体的には、以下のとおり(図表17)。

- ・ 資本金1億円超の法人
→ 全額損金不算入
- ・ 資本金1億円以下の法人(中小法人)
→ 600万円までの部分
—— 10% 損金不算入
→ 600万円を超える部分
—— 全額損金不算入

中小企業優遇税制

① 少額減価償却資産の 取得価額の 損金算入の特例の延長

Point [ポイント]

中小企業には、1点30万円未満の減価償却資産を購入した場合、全額損金算入できる制度があるが、その制度が平成24年3月31日まで2年間延長された。

■適用期間

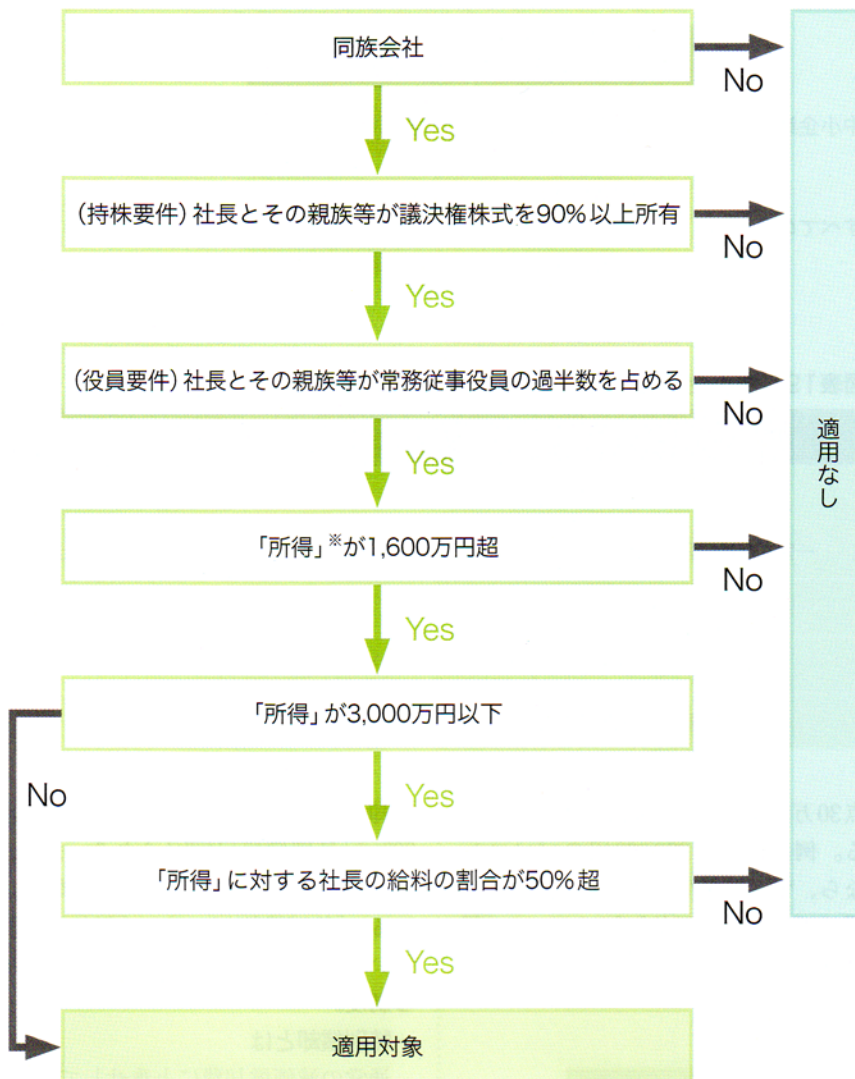
平成24年3月31日まで延長

■制度の概要

税法では、1点10万円未満の資産については、購入して使用し始めたときに、少額減価償却資産として全額損金算入できる。

一方で、中小企業(資本金1億円以下で大企業の子会社を除く)に限っては、損金算入額の1点10万円未満が「1

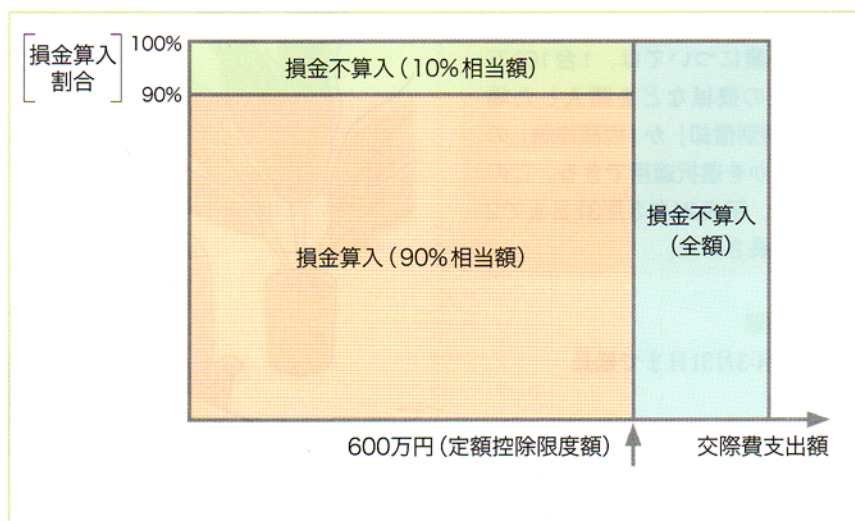
図表16 ■ 特殊支配同族会社の損金不算入制度



※この場合の「所得」とは

①法人税の対象となる課税所得と、②社長の給料との合計額のこと、過去3年間の平均額

図表17 ■ 交際費の損金算入割合



図表18 ■ 少額減価償却資産の制度の概要

	取得価額	償却方法	
中小企業のみ →	30万円未満	全額損金算入	← 合計300万円まで
すべての企業 →	20万円未満	3年間で均等償却	
	10万円未満	全額損金算入	

図表19 ■ 中小企業投資促進税制の対象となる資産

対象となる減価償却資産	金額基準
機械及び装置のすべて	1台160万円以上
一定の器具及び備品（パソコン、デジタル複合機）	1期120万円以上
一定のソフトウェア	1期 70万円以上
普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	なし
内航船舶（取得価額の75%が対象）	なし

点30万円未満」と大幅に優遇されている。例えば1台298,000円のパソコンなら、すべて経費となる。ちなみに1期で300万円が限度となっている（図表18）。

償却資産を購入した場合、取得価額の30%の「特別償却」が認められる。また、資本金3,000万円以下の中小企業は、30%の「特別償却」か、7%の「税額控除」のいずれかを選択適用することができる制度。

・特別償却とは

通常の減価償却費に上乗せして、特

別に計上できる減価償却のこと。減価償却費の金額が多くなることで、一時に大きな減税効果を得ることができる。償却期間の後半では、減価償却費の計上額が少なくなるため、納税額が多くなる。したがって、特別償却を適用しない場合と比べて、トータルでの損得はない。

将来的に対象となる資産の見直しを行うことを前提に、平成24年3月31日まで2年間延長された。

中小企業優遇税制

③ 中小企業等基盤強化税制の拡充

Point [ポイント]

中小企業が、一定額以上のIT関連のサーバーやソフト設備を購入した場合にも、「特別償却」か「税額控除」のいずれかを選択適用できる。大企業向けの制度は廃止され、中小企業に限り拡充され、引き続き適用されることになった。

■ 適用期限

平成23年3月31日まで

中小企業優遇税制

② 中小企業投資促進税制の延長

Point [ポイント]

中小企業については、1台160万円以上の機械などを購入した場合、「特別償却」か「税額控除」のいずれかを選択適用できる。この制度も、平成24年3月31日まで2年間延長された。

■ 適用期限

平成24年3月31日まで延長

■ 制度の概要

資本金1億円以下の中小企業（大企業の子会社を除く）が、図表19の減価



■ 制度の概要

中小企業等基盤強化税制とは、資本金1億円以下の中小企業（大企業の子会社を除く）が、**図表20**の設備を1期で合計70万円以上購入した場合、取得価額の30%の「特別償却」か、7%の「税額控除」のいずれかを選択適用することができる制度。

- ・翌期への繰越しも可能

中小企業投資促進税制と同様に、その期の法人税額の20%が上限。特別償却の不足額、税額控除で限度額を超えた部分は、翌期への繰越しが可能となっている。

欠損金の繰戻還付の 不適用の延長

Point [ポイント]

会社が赤字の場合、前期納めた法人税を繰り戻して還付できる欠損金の繰戻還付が適用停止となっているが、停止期間が2年間延長される。

■適用停止

平成24年3月31日まで延長

■ 制度の概要

欠損金の繰戻還付とは、前期に納めた法人税の還付を受けること。つまり、前期が黒字→当期が赤字の場合に、前期納めた法人税の全部ないし一部を繰り戻して還付を受けることができる。

■ 会社が赤字の場合の制度は2つ

青色申告書を提出する会社に欠損金（＝赤字）が生じた場合は、以下のいずれかを適用することができる。

・欠損金の繰越控除

欠損金を翌期以後7期繰り越して、翌期以後の所得（＝黒字）と相殺する制度

・欠損金の繰戻還付(図表21)

前期の所得を限度として、前期に納めた法人税の還付を受ける制度

図表20 ■ 中小企業等基盤強化税制の対象となる資産

① 基本システム

- ① サーバー用のオペレーティングシステム※
(OS: コンピュータへの入出力を行うために必要となる基本的ソフトウェア。
Windowsなど)

- ② ①がインストールされたサーバー

- ### ③ 仮想化ソフトウェア※

② データベース管理ソフトウェア

(DBMS: 様々なソフトウェアのデータを一括して管理することで、複数のソフトウェアの統一運用を可能とするソフトウェア)

- ① データベース管理ソフトウェア※

- ② ①+当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
(財務管理、顧客管理、人事管理など、ある特定の機能・業務に特化したソフトウェア)

③ 連携ソフトウェア※

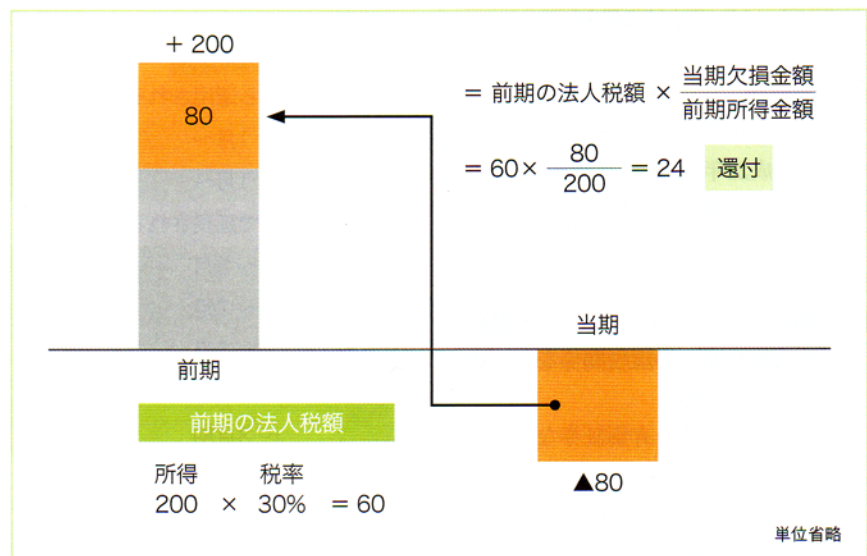
- ④ ①～③と同時に取得されるファイアウォール※

- ⑤ ①～③と同時に取得される侵入検知システム (IDS)、侵入予防システム (IPS)、
ウェブアプリケーション・ファイアウォール (WAF) ※

赤字の設備を平成22年4月1日より追加

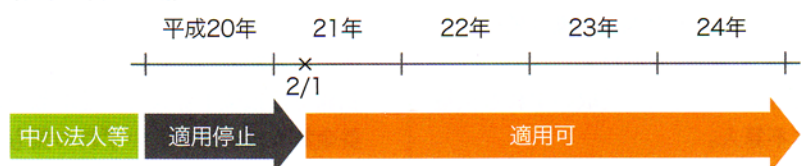
※ISO 認証を取得しているなど、一定のセキュリティ要件を備えたものに限る

図表21 ■ 欠損金の繰戻還付の概要



図表22 ■ 中小法人等の適用

(以下に終わる期)



■ 中小法人等の特例と改正点

平成22年3月31日までに終わる期においては、法人税の繰戻還付を受けることが停止されているが、「中小法人等」に限っては、平成21年2月1日以後に終わる期から、法人税の還付を受けることができるようになっている(図表22)。

一方で、中小法人等以外(=大法人)については、繰戻還付が不適用となったままだが、その不適用期間が平成24年3月31日まで2年間延長されている。

グループ法人税制の創設

Point [ポイント]

これまで企業グループを対象とした税制には組織再編税制や連結納税制度などがあったが、より経営の実態に即した税制が創設され、平成22年10月1日より適用される。

■ 適用時期

平成22年10月1日から適用
一部平成22年4月1日以後に始まる期からの適用あり(後述*部分)

■ グループ税制の概要

■ 100% グループ内(100% 資本関係がある会社間)の課税関係を以下のように改正する

- ・ 固定資産、土地、有価証券などで帳簿価額1,000万円以上の資産の譲渡損益の課税を繰り延べる。

これまではグループ内の取引であっても資産の譲渡があった場合は、譲渡損益を計上していたが、上記資産の移転時には譲渡損益を計上せず、グループ外に移転するときまで課税を繰り延べる。

- ・ 受取配当は益金不算入
- ・ 寄附金は、支払、受取いずれも損益に不算入。

例えば、子会社が寄附金を受けた場合の受贈益も益金不算入とな

るため、今後は子会社の支援が行いやすくなる。

■ 2 連結納税制度の取扱いを整備

- ・ 子会社の連結納税前の欠損金の利用が可能に*
- ・ 連結法人間の寄附金は、これまで支払側では損金不算入で、受取側では益金算入だったが、いずれの側も損益不算入に
- ・ 承認申請書の提出期限を短縮

適用時期

■ 平成22年

平成22年から適用されるもの

1月～	贈与税	住宅取得等資金の非課税措置
4月～	—	子ども手当(初年度は半額)
4月～	—	高校の実質無償化
4月～	相続税	小規模宅地等の評価減の改正
10月～	法人税	グループ税制の創設

平成22年に適用が終わるもの

～3月	贈与税・相続税	定期金に関する権利の評価
～3月期	法人税	特殊支配関係会社の損金不算入
～12月	所得税	上場株式のみなし取得費の特例

■ 平成23年

平成23年から適用されるもの

1月～	所得税	扶養控除の一部廃止
～12月	所得税	特定居住用財産の買換えの特例
～12月	所得税	居住用財産の譲渡損失の繰越控除
～12月	贈与税・相続税	相続時精算課税制度の特例

■ 平成24年

平成24年から適用されるもの

1月～	所得税	少額上場株式の非課税口座
1月～	所得税	生命保険料控除

平成24年まで延長されるもの

～3月	法人税	交際費の損金不算入
～3月	法人税	少額減価償却資産
～3月	法人税	中小企業投資促進税制
～3月	法人税	中小企業等基盤強化税制
～3月期	法人税	欠損金の繰戻還付の不適用

■ 3 親会社の資本金が5億円以上の子会社には、中小企業の特例の適用が不可に*

■ 4 そのほか

- ・ 適格合併時の欠損金が一定要件で使用可能に
- ・ 清算所得課税が廃止

*については、平成22年4月1日以後に始まる期から適用

192